

■背景

- ・大口需要者の地下水採取
- ・人口減少による有収水量の減少

口径別料金制度の導入（R3.4.1 施行予定） ⇒ 口径に応じた維持管理費用の負担

大口需要者割引制度（案）

■目的

- ・地下水利用者の水道使用への回帰
- ・大口需要者の水需要の喚起

■内容

大口需要者の水道使用水量の実績に基づき、個別に基準となる水量（以下「基準水量」という。）を設定し、基準水量を超えて使用した部分の従量料金単価を割引

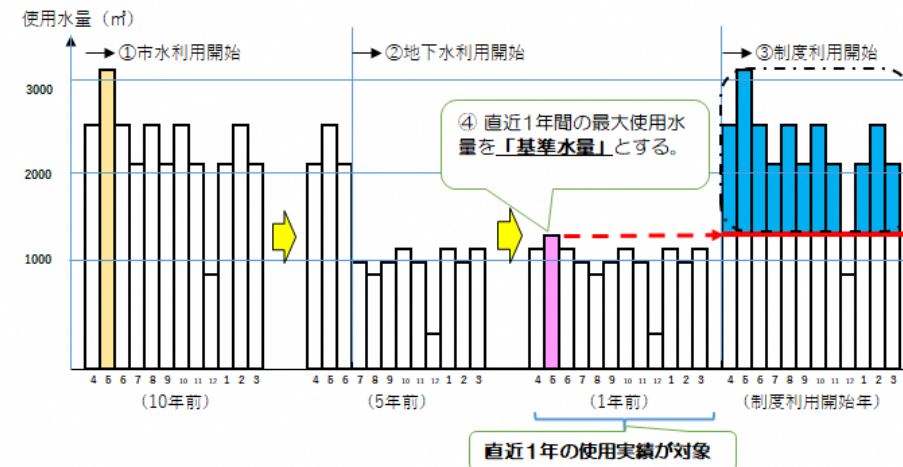
■適用イメージ

制度内容（例）

- ・利用条件：制度利用開始前10年間に3,000m³/月以上の市水使用実績が1月以上あること。
- ・基準水量：制度利用開始前1年間の内、最大使用月の水量（ただし、最大使用月の水量が1,000m³未満の場合は1,000m³とする。）
- ・割引率：50%

※具体的数値は、制度適用の流れを説明するための例であり、今後の検証により決定します。

【基準水量の算定と割引適用範囲】



基準水量を超えた部分に対して割引（割引率：50%）

100mm口径の場合
 1001m³~3000m³
 321円/m³ ⇒ 160円/m³
 3001m³~
 327円/m³ ⇒ 163円/m³

＜想定する大口需要者の例＞

- ・使用口径：100mm
- ① 10年前より市水を利用開始
- ② 5年前より地下水利用を開始
- ③ 割引制度を利用し、市水へ回帰
- ④ 「基準水量」は1,200m³

■他市事例

主な制度内容	導入している市	参考ポイント
使用者ごとに個別の基準水量を設定し、基準水量を超えて使用した部分の使用水量に対して割引を適用	北九州市、大分市、岡山市等	個別に基準水量を設定するため、設定方法によって、過去の水道使用の実績を超える部分（これまで料金収入となっていなかった部分）への割引適用であり増収につながる。
一律に基準水量を設定し、基準水量を超えて使用した部分の使用水量に対して割引を適用	流山市	基準水量に満たない場合は基準水量分の料金を徴収することとしており、一定の増収効果はあるが、一律に基準水量を設定するため、過去（割引制度導入前）に料金収入となっていた部分への割引適用となり、減収につながる。

以下の点から、前者を採用

- ・大口需要者側にデメリットがない
- ・上下水道局側に減収リスクがない
- ・一定の増収効果の実績が出ている（R1.11 北九州市、大分市を視察）

■制度導入の効果

- ・大口需要者にとって
⇒ 割引制度利用前の使用水量以上の部分について割引を適用されることによる経費節減
- ・上下水道局にとって
⇒ 割引制度利用前の使用水量分は正規料金で回収するため、減収はなく、供給水量の増加分に対する増収

■今後のスケジュール

令和2年度	8月～12月	大口需要者への個別訪問によるヒアリング等を通じた制度案の検証
	11月～3月	システム改修・個別周知等、割引制度導入に向けた準備
令和3年度	4月	新水道料金制度と合わせた割引制度の導入